

平成30年2月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成30年2月9日(金曜日)午後2時00分から午後5時17分まで

場 所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 4 号) 教育財産の取得の申出について(教育環境部)

日程第 2 (議案第 5 号) 平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について(教育局)

日程第 3 (議案第 6 号) 平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第7号)について(教育局)

日程第 4 (議案第 7 号) 平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について(教育局)

日程第 5 (議案第 8 号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 6 (議案第 9 号) 平成30年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について(生涯学習部)

日程第 7 (議案第 10号) 相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標について(教育局)

日程第 8 (議案第 11号) 相模原市教育振興計画策定委員会規則について(教育局)

日程第 9 (議案第 12号) 相模原市立中学校部活動指針について(学校教育部)

4. 報告案件

1 相模原市いじめ防止基本方針の改定について(学校教育課)

2 子どものいじめに関する審議会からの答申について(学校教育課)

3 専決処分の報告について(教職員人事課)

5. 閉 会

出席者（5名）

教 育 長 野 村 謙 一  
 教育長職務代理者 永 井 博  
 委 員 大 山 宣 秀  
 委 員 永 井 廣 子  
 委 員 平 岩 夏 木

説明のために出席した者

教 育 局 長	笹 野 章 央	教 育 環 境 部 長	渡 辺 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	奥 村 仁	生 涯 学 習 部 長	長 谷 川 伸
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	大 用 靖	教 育 総 務 室 担 当 課 長	江 野 学
教 育 総 務 室 主 査	児 玉 佳 那 姫	教 育 局 参 事 兼 総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長	齋 藤 嘉 一
総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長 ( 研 究 ・ 研 修 班 )	岡 部 尚 紀	総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長 ( 学 習 情 報 班 )	篠 原 真
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	八 木 英 次	学 務 課 担 当 課 長	松 島 正 幸
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	荒 井 哲 也	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	杉 野 孝 幸
学 校 施 設 課 担 当 課 長	小 杉 雅 彦	学 校 教 育 課 長	松 田 知 子
学 校 教 育 課 課 長 代 理	大 津 明 博	学 校 教 育 課 担 当 課 長 ( 教 育 指 導 班 )	大 木 真 理
学 校 教 育 課 担 当 課 長 ( 人 権 ・ 児 童 生 徒 指 導 班 )	古 屋 礼 史	学 校 教 育 課 主 査	遠 藤 政 明
学 校 教 育 課 指 導 主 事	辻 野 宏	学 校 教 育 部 参 事 兼 教 職 員 人 事 課 長	佐 々 木 隆
教 職 員 人 事 課 担 当 課 長	農 上 勝 也	教 職 員 給 与 厚 生 課 長	佐 野 強 史
相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長	宮 坂 賀 則	青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	沢 辺 雅 子
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	藤 田 知 正	生 涯 学 習 課 担 当 課 長 ( 企 画 支 援 班 )	島 田 欣 一
生 涯 学 習 課 担 当 課 長 ( 公 民 館 施 設 班 )	天 野 徹	生 涯 学 習 課 主 任	吉 田 知 広
生 涯 学 習 部 参 事 兼 文 化 財 保 護 課 長	佐 藤 正 五	生 涯 学 習 部 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長	菊 地 原 央

図書館長	新堀朋子	相模大野図書館長	兼杉千秋
橋本図書館長	井上孝子	博物館担当課長	佐々木春美
こども・若者未来局参事兼 保育課長	村上秀明		
事務局職員出席者			
教育総務室主査	永澤祥代	教育総務室主任	島崎順崇
教育総務室主任	齋藤竜太		

## 開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と大山委員を指名いたします。

### 教育財産の取得の申出について

野村教育長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 4 号「教育財産の取得の申出について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

渡辺教育環境部長 議案第 4 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、麻溝小学校校舎拡張用地の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定により市長に申出をいたしたく、提案するものでございます。

取得の申出をいたします財産の概要でございますが、所在につきましては、議案に記載しております、相模原市南区下溝字溝開戸の 9 筆でございます。地目は宅地でございます。

地積は、1,168.49㎡で、相手方は先行取得をお願いしております相模原市土地開発公社でございます。

取得予定価格でございますが、総額 5 億 1,954 万円で、取得時期につきましては、本年 5 月末を予定しております。

1 ページの案内図をご覧くださいと存じます。麻溝小学校は地図中央の黒い部分、南区下溝に所在し、県道相模原茅ヶ崎と県道相模原町田に隣接しております。本取得は、県道相模原町田の道路拡幅計画に伴い、改築した校舎の用地を取得するものでございます。

2 ページの配置図をご覧くださいと存じます。左下に凡例がございますが、配置図の斜線部分が取得予定地として、点線で囲まれた部分が新たな A 棟校舎でございます。

3 ページの取得地をご覧くださいと存じます。図面のうち、灰色の部分が取得予定地を詳細に示したものでございます。

以上で、議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよ

う、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたら、お願いをいたします。

大山委員 相手方の相模原市土地開発公社について、簡単にご説明をお願いします。

杉野学校施設課長 土地開発公社でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、市が設立した団体でございます。道路の拡張を行う際などに公共事業用地を先行取得したり、その管理を行っている公社になります。

永井(博)委員 土地の取得については、承知いたしました。今後のスケジュールについて伺いたいのですが、解体工事はいつ頃から始まって、いつ完成する予定でしょうか。また、工事期間中のA棟、給食室、昇降口の機能はどうなるのか、伺いたいと思います。

杉野学校施設課長 解体工事につきましては、この後審議いただく補正予算の中で債務負担行為を設定し、来年度に除却をさせていただく予定でございます。完了時期は概ね、契約を行って、秋以降に全ての解体が終わる予定であります。次に既存施設の代替機能についてでございますが、今月末で工事が終わります新しいA棟校舎の中に昇降口や給食室を建設しまして、来年度からは新たな場所で学校運営をしていただく形になります。ですので、学校の運営に支障が生じることはございません。

野村教育長 今週の月曜日に、私も建設工事の様子を見てまいりました。既に、校舎はほとんどできており、普通教室、特別教室、ランチルーム、給食室がほぼ完成しておりました。非常に明るい室内でして、特に屋上も子どもたちが遊び場として使えるような工夫がしてありました。感想になりますが、子どもたちが大変喜ぶような施設だなと感じたところです。ほかには、何かございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第4号「教育財産の取得の申出について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について

平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第7号)について

野村教育長 次に、日程2、議案第5号「平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る

予算の補正（第 6 号）について」及び日程 3、議案第 6 号「平成 29 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第 7 号）について」は、事務局から一括して提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

笹野教育局長 議案第 5 号及び議案第 6 号につきまして、ご説明を申し上げます。

この両議案は、平成 29 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

はじめに、議案第 5 号につきまして、ご説明を申し上げます。

平成 29 年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをお開きいただきたいと存じますが、本議案は第 1 条にございますように、債務負担行為の補正を行うものでございます。

もう 1 枚おめくりいただきまして、4 ページ及び 5 ページの第 1 表債務負担行為補正をご覧いただきたいと存じます。5 ページ下段の校舎等解体事業、小学校工事設計等委託及び中学校工事設計等委託でございますが、平成 30 年度予算に計上いたします事業の一部につきまして、早期の着工及び発注時期の平準化を図るために、平成 29 年度から平成 30 年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

なお、校舎等解体事業につきましては、麻溝小学校旧 A 棟校舎の解体工事を行うものでございまして、小学校工事設計等委託及び中学校工事設計等委託につきましては、小学校 8 校及び中学校 4 校の受水槽改修工事に係る、設計業務委託を行うものでございます。なお、本議案は工事等の発注を早期に行うため、次にご説明いたします不用額の減額を中心とした補正予算とは別に提案するものでございます。以上で、議案第 5 号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 6 号「平成 29 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第 7 号）」につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成 29 年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書ナンバー 2 の 3 ページをお開きいただきたいと存じます。

補正予算（第 7 号）の全体の概要でございますが、第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額 2,911 億 9,100 万円から歳入歳出をそれぞれ 22 億 6,000 万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,889 億 3,100 万円とするとともに、第

2条から第5条にございますように、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

2枚おめくりいただきまして、6ページをご覧いただきたいと存じます。教育委員会の所掌に係ります「款50 教育費」の補正額は、3億3,340万円の増額となっております。

続きまして、64ページをご覧いただきたいと存じます。「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目5 教育委員会費」でございますが、説明欄1の教育委員会運営費につきまして、不用額を減額するものでございます。

次に、「目10 事務局費」でございますが、説明欄2の学校施設整備基金積立金につきまして、学校施設を整備する事業の財源といたしまして、基金への積立を行うとともに、3の一般事務費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、特別支援教育推進事業につきまして、財源補正を行うものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、説明欄1の施設運営費及び2の施設維持管理費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、説明欄1の野外体験教室活動費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄2の学校情報教育推進事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

66ページをご覧いただきたいと存じます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の学校医等報酬から4の一般事務費までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、説明欄1の校外活動費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の小学校校舎等改築事業の麻溝小学校校舎等改築事業につきまして、土地開発公社の取得した用地を買い戻しするための経費を計上するとともに、2の小学校工事設計等委託につきまして、不用額を減額し、財源更正を行うものでございます。

下段の「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の学校情報教育推進事業について、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の学校医等報酬から3の中学校完全給食推進事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

68ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の中学校工事設計等委託につきまして、不用額を減額するものでございます。

下段の「項20 社会教育費」、「目18 文化財保護費」でございますが、説明欄1の文化財調査事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、説明欄1の公民館館長等経費及び2の公民館整備事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

70ページをご覧いただきたいと存じます。

「目30 図書館費」でございますが、説明欄1の施設維持補修費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、説明欄1の施設維持管理費につきまして、不用額を減額するものでございます。

次に、教育委員会に関連する債務負担行為補正と地方債補正につきまして、ご説明を申し上げます。9ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4表、債務負担行為補正でございますが、中段の相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第2競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場、相模原麻溝公園グラウンド指定管理経費につきましては、相模原麻溝公園競技場の夜間照明設備の設置に伴いまして、夜間運営の経費を増額するものでございます。

10ページの第5表、地方債補正をご覧いただきたいと存じます。中段の教育債でございますが、教育施設整備費につきましては、イントラネット活用事業及び津久井郷土資料室解体工事に係る事業費の確定に伴い、起債額を減額するものでございます。小学校整備費につきましては、麻溝小学校校舎等改築事業に係る用地の買戻しに伴い、起債額を増額するものでございます。中学校整備費につきましては、中学校工事設計等委託に係る事業費の確定に伴い、起債額を減額するものでございます。公民館建設費につきましては、公民館整備事業に係る事業費の確定等に伴いまして、起債額を減額するものでございます。

以上で、議案第5号及び議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいま説明がありました議案第5号、第6号について、質疑、ご意見があ

りましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか、特にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、特に質疑はございませんので、これから採決を行います。

はじめに、議案第5号「平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議はございませんので、議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号「平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第7号)について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議はございませんので、議案第6号は可決されました。

#### 平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

野村教育長 次に、日程4、議案第7号「平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

奥村学校教育部長 議案第7号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、平成30年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、当初予算の相模原市全体の概要でございますが、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額は、2,935億円となっております。

18ページをご覧くださいと存じます。

中段の「款50 教育費」の予算額は488億3,566万円で、一般会計予算全体に占める教育費の割合は16.6%となり、前年度予算額との比較では54億4,667万円の増額で、12.6%の増加となります。

次に、教育委員会の所掌に係る当初予算の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、220ページをご覧くださいと存じます。

下段の「款 5 0 教育費」、「項 5 教育総務費」、「目 1 0 事務局費」でございますが、2 2 3 ページの説明欄 4、教職員任用経費につきましては、本市の教員を希望する優秀な人材を採用するため、教員採用候補者選考試験を実施するものでございます。

1 0 の教育振興計画策定経費につきましては、次期教育振興計画の策定に向け、策定委員会を設置するとともに、フォーラム等を実施するものでございます。

1 4 の給付型奨学金につきましては、子どもの貧困対策のさらなる充実のため、経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付するものでございます。

「目 1 5 教育指導費」でございますが、説明欄 4 の創意ある教育活動事業、( 2 ) 地域教育力活用事業につきましては、地域とともにある学校を目指すため、コミュニティ・スクールのモデル校設置などを行うものでございます。

( 3 ) 学力保障推進事業につきましては、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るため、学習支援員の配置や放課後の補習などを実施するものでございます。

2 2 5 ページの説明欄をご覧くださいと存じます。

6 の国際教育事業、( 1 ) 外国人英語指導助手活用事業につきましては、英語教育の充実と国際理解を深めるもので、平成 3 0 年度は、学習指導要領の改訂に伴う小学校英語教育の拡充に対応するため、外国人英語指導助手を増員するとともに、学級担任に対して指導方法の助言等を行う英語教育アドバイザーを新たに配置するものでございます。

「目 1 8 総合学習センター費」でございますが、説明欄 3 の施設運営費、( 2 ) 市民大学等実施経費につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求に応えるため、高等教育機関等との共催により市民大学を開講し、学習機会の充実を図るとともに、地域の研究機関と連携して公開講座を開講するものでございます。

「目 2 0 学校給食センター費」につきましては、給食センターの運営及び維持管理を行い、円滑な給食提供を行うものでございます。

2 2 6 ページをご覧くださいと存じます。

「目 2 5 青少年相談センター費」でございますが、説明欄 1 の青少年・教育相談事業につきましては、青少年の心の問題に関わる来所・電話相談業務及び小中学校出張相談を実施するもので、平成 3 0 年度は奨学金を受給する高校生等の相談に対応するため、スクールソーシャルワーカーを増員するほか、複雑化する相談内容に対応するため、青少年教育カウンセラーに指導・助言を行うスーパーバイザーを新たに配置するものでございます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、説明欄1の野外体験教室活動費につきましては、児童生徒の創造性、主体性を育成するため、相模川ビレッジ若あゆとふじの体験の森やませみにおける集団宿泊生活及び多様な各種体験活動等を実施するものでございます。

渡辺教育環境部長 続きまして、228ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄4の学童通学安全経費につきましては、通学時における児童の安全確保を図るため、通学路への学童通学安全指導員の配置や新入学の小学校1年生に防犯ブザーを貸与するなど、通学路の安全対策を実施するものでございます。

10の学校情報教育推進事業でございますが、ICT機器を活用した学校教育を充実させるため、学習用及び校務用コンピューター機器等の維持管理を行うもので、平成30年度は児童一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応及び校務の効率化を図るため、全小学校に校務支援システムを導入するものでございます。

230ページをご覧いただきたいと存じます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄7の学校給食単独校運営費につきましては、学校給食の円滑な実施に必要な整備を実施するとともに、給食調理業務の委託により、給食運営の効率化を図るものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、説明欄2の要保護及び準要保護児童就学援助費につきましては、経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費、給食費等の経費を援助するもので、平成31年4月の新1年生を対象に入学準備金の事前支給を開始するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の小学校校舎改造事業につきましては、校舎の維持保全と機能向上を図るため、小学校3校の校舎改造を行うものでございます。

2の小学校屋内運動場改修事業につきましては、屋内運動場の維持保全と機能向上を図るため、小学校1校の屋内運動場を改修するものでございます。

3の小学校校舎等整備事業、(1)のトイレ整備事業につきましては、学校トイレの快適性向上のため、小学校3校のトイレ整備を行うものでございます。

(2)の空調設備整備事業につきましては、児童が快適な学校生活を送ることができるよう、小学校6校に空調設備を整備するものでございます。

233ページの説明欄をご覧いただきたいと存じます。

4の小学校工事設計等委託につきましては、校舎等整備工事に係る設計を行うものでございます。

中段の「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、235ページの説明欄6、中学校完全給食推進事業につきましては、デリバリー方式による中学校給食の調理業務委託を行うとともに、給食予約システムの運用等を行うものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の中学校校舎改造事業につきましては、校舎の維持保全と機能向上を図るため、中学校2校の校舎改造を行うものでございます。

2の中学校屋内運動場改修事業につきましては、屋内運動場の維持保全と機能向上を図るため、中学校4校の屋内運動場を改修するものでございます。

3の中学校校舎等整備事業、(1)のトイレ整備事業につきましては、学校トイレの快適性向上のため、中学校7校のトイレ整備を行うものでございます。

4の中学校工事設計等委託につきましては、校舎等整備工事に係る設計を行うものでございます。

長谷川生涯学習部長 続きまして、236ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「項20 社会教育費」、「目5 社会教育総務費」でございますが、説明欄4の家庭教育啓発費につきましては、家庭教育力向上のため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して学習機会及び情報の提供による支援を行うものでございます。

238ページをご覧いただきたいと存じます。

「目18 文化財保護費」でございますが、説明欄4の文化財普及事業につきましては、市民の文化財に対する理解を深めるため、古民家園、史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館及び史跡勝坂遺跡公園等の文化財を活用し、体験学習や講演会などの各種普及啓発事業を行うものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、241ページ、説明欄7、公民館整備事業の(2)及び9の清新公民館大規模改修事業につきましては、老朽化した清新公民館を大規模改修するものでございます。この事業のうち、建築及び電気設備工事につきましては、平成30年度から平成31年度までの継続事業でございます。

8の麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備事業(継続費)につきましては、県道52号の拡幅に伴い、麻溝まちづくりセンター・公民館を移転するものでございます。なお、

この事業は、平成29年度から平成30年度までの継続事業でございます。

「目30 図書館費」でございますが、2の図書資料充実経費につきましては、市民が必要とする図書資料の充実を図るため、図書・新聞・雑誌・紙芝居等の収集を行うものでございます。

242ページをご覧いただきたいと存じます。

「目35 視聴覚ライブラリー費」でございますが、説明欄1の施設運営費につきましては、視聴覚教育の振興を図るため、教材や機材の収集を行うものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、説明欄2の施設運営費、(1)の資料収集保存経費につきましては、分野ごとに必要な資料を収集、整理し、保存するものでございます。

244ページをご覧いただきたいと存じます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、説明欄6の各種体育大会等実施事業につきましては、市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、市民選手権、クロスカントリー大会等の各種体育大会の開催及び神奈川駅伝へ選手を派遣するものでございます。

9のホームタウンチーム連携・支援事業につきましては、ホームタウンチームのPRや市民との交流の拡大を図るなど、連携・支援の強化を行うものでございます。

「目10 体育施設費」でございますが、247ページの説明欄8、体育施設等維持補修費につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ会場となる総合水泳場の施設修繕など体育施設の維持補修等を行うものでございます。

次に、関連する継続費、債務負担行為、地方債につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2表、継続費でございますが、「款50 教育費」、「項20 社会教育費」、清新公民館大規模改修事業につきましては、清新公民館の大規模改修に係る工事を平成30年度から平成31年度までの2カ年で実施するため、継続費とするものでございます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

第3表、債務負担行為でございますが、下段の図書館システム経費につきましては、現行システムの更新に係る事業を平成30年度から31年度までの2カ年で実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

第4表、地方債でございますが、下段の教育債につきましては、小学校整備費から体育

施設整備費までの財源として記載するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見がありましたら、お願いをいたします。

永井(廣)委員 222、223ページでご説明いただいたコミュニティ・スクールの設置の件ですが、モデル校を設置するということで、モデル校を選ぶ基準や設置規模、想定されている効果について教えていただければと思います。

松田学校教育課長 コミュニティ・スクールについてでございます。モデル校を選ぶ基準といたしましては、現在行われております小中連携事業の取組でありますとか、本市の教育的課題の解決に向けた取組、学校運営協議会の構成員の候補の有無など、総合的に勘案いたしまして、教育委員会が指定する予定でございます。また、モデル校の設置数につきましては、各区に1校の設置を予定しております。さらに、このコミュニティ・スクールの設置による想定される効果といたしましては、例えばキャリア教育の充実でありますとか、子どもの居場所づくりの実施による学力の向上などが考えられます。

平岩委員 今回の予算全体を見まして、教育関係の予算がしっかりと確保されていて、うれしく思いましたし、それだけ市が教育に対して力を入れるということもはっきりとわかりました。その中で、222、223ページで学力保障推進事業がありました。学力保障については、大変大切なことだと思っておりますが、学習支援員や放課後の補習について、具体的にご説明いただきたいと思っております。

松田学校教育課長 まず、学習支援員についてでございます。学習支援員は学校の授業の中で、基礎的・基本的な学力の修得、習熟を図るために、小学校の算数・国語の授業で学習支援を行うものでございます。具体的には、現在のところ、20人程度を考えておりまして、対象は小学校3年生を予定しております。さらに、具体的に申しますと、担任とチームティーチングを行ったり、つまづきのある児童について、個別支援を行ったり、教材作成を支援するなどを考えております。

続いて、補習学習についてでございますが、小学校では基礎的・基本的な学力として、四則計算や漢字の読み書きなどの定着と学習意欲の向上を図るために、民間事業者の活用を考えております。より具体的に申しますと、今のところ希望する学校の中から12校程度選出し、小学校3、4年生を対象に、平日の放課後を利用して実施したいと考えており

ます。

最後に、中学校の補習学習についてですが、こちらは生徒の自主的な学習を支援して、学力の向上、学習意欲の向上を図るために、中学校のパソコンルームなどを利用して、既に総合学習センターが提供している、ライズイーライブラリというものがございますが、そういった教材で学習する際に、退職教員や教員を目指す大学生などが支援する形態を考えております。こちらについては、今の時点では希望する学校の中から10校程度を選出し、平日の放課後に実施を予定しております。

永井(博)委員 225ページだと思います。国際教育事業の外国人英語指導助手活用事業に関連すると思うのですが、小学校に英語が入るということで、小学校の先生のご負担がとても大きいと言われておりますし、私もそのとおりだと思っています。そこで、小学校の英語教育に対するサポート体制として、研修の実施やALTの増員、英語教育アドバイザーの設置に係る予算が計上されているのだと思いますが、総括的に市教委としてどんなサポートをするのか、お話をいただきたいと思っております。

松田学校教育課長 ALT、英語教育アドバイザーなどの人的な支援について、お答え申し上げます。小学校の英語教育に対する支援は充実していかなければいけないところですので、指導力の向上のために外国人のALTを増員いたします。さらに、英語教育アドバイザーについては、例えば、相模原市の英語の授業のスタンダードになる教材を作成するとともに、学校に月に一度程度を予定しておりますが巡回指導を行って、教員の授業を見て、指導助言をし、ときには模範授業やチームティーチングするなどして支援をしていきたいと考えております。

齋藤総合学習センター所長 研修につきましては、平成30年度に新たに外国語・英語教育推進教師研修講座というものを新設したいと考えております。また、小学校の先生方が不安や課題をもった状態があるかと思っておりますので、それに対応するべく、時間帯としては午後4時から5時頃の子どもたちが帰った後に、総合学習センターにお越しいただいて個別の教育実践相談を行うなど、研修を展開してまいりたいと考えております。

永井(博)委員 ALTの増員ということでお聞きしましたが、各小学校、各クラスにとって、どのくらいの頻度で授業をやってくれるのかお教えいただきたいと思っております。

野村教育長 ALTによる授業の頻度ですが、今、回答できなければ後ほどにしますか。

松田学校教育課長 すみません。確認いたしまして、後ほどお答えいたします。

永井(博)委員 小学校の先生はなかなか英語に自信が持てないという声を聞いています。

授業はすぐにやってきますので、自信がないまま授業に臨むと、子どもたちはかなり敏感に感じるのではないかと思います。小学校の先生は本当に大変だと思いますが、ぜひ自信をもって、指導ができるようなサポートをしていただきたいのと同時に、中学校へ入学までに英語嫌いになってしまうことは絶対避けなければいけないと思いますので、ぜひ先生方へのサポートをお願いしたいと思います。

松田学校教育課長 先ほどご質問のあったALTの授業の頻度につきましては、大体授業の半分、50%前後を考えております。

野村教育長 英語について補足しますと、採用の時点で英語力の高い教員を採用することも重要だという話し合いを教育委員会内部でしております。ですから、来年の採用試験等に向けて、こうした部分も詰めていく予定でおります。

大山委員 青少年教育カウンセラーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーを新たに配置するというございですが、具体的には、どのように位置付けて活用していくのかお教えいただきたいと思います。

沢辺青少年相談センター所長 現在、青少年相談センターには、69名の青少年教育カウンセラーがおります。各区にある相談室の方に年2回ずつ、1回当たり4時間という時間枠を設けて、臨床心理の専門家である大学教授等をお招きして、カウンセラーの持っている複雑で困難なケースについて指導・助言を受ける予定でおります。

大山委員 従来から、北里大学病院だと思っておりますが、カウンセラーとの相談会が年に数回あったと思いますが、それとは違うのでしょうか。

沢辺青少年相談センター所長 おっしゃるとおり、精神医学の研修会は別立てで設けておまして、全体研修を1回やっております。それから、北里大学のお医者様に来ていただく、精神科医が加わるケースカンファレンスについても来年度も継続して行う予定です。来年度新たに配置するスーパーバイザーにつきましては、その取組とは全く別で、臨床心理の専門家に来ていただいて、1つのケースについて1時間枠を設けて、じっくりやりとりをすることなどを考えております。

大山委員 もう少しお教えいただきたいのですが、個々のケースについて抱え込んでしまう傾向があるというようなことをお聞きしたのですが、スーパーバイザー方がいると相談しやすくなる、あるいは事例検討みたいな形で解決の糸口がつかめると考えてよろしいのでしょうか。

沢辺青少年相談センター所長 今現在は、困難なケースを持っているカウンセラーについ

ては、個人的にスーパーバイザーを探して、自分でお金を払って、スーパーバイズを受けている状況が実際にはあります。今回、青少年相談センターの方で、スーパーバイザーを位置付けることによって、個々のカウンセラーが抱え込むようなことがないように努めてまいりたいと思います。

大山委員 今後に期待します。

永井(博)委員 228ページ、229ページだと思います。校務支援システムについてお伺いします。小学校へ校務支援システムを導入するということですが、中学校が先行していたと思います。学校が多忙と言われておりますが、校務支援システムによって、ある部分の課題が解決されたり、業務での負担が楽になったなど、中学校における効果や、小学校に導入するスケジュール、あるいはシステムの操作研修について教えていただきたいと思います。

齋藤総合学習センター所長 中学校での効果というところでございます。1学期で言いますと、6月終わりから7月初めぐらいの時期に成績処理で集中的に時間が費やされていたものが、各单元ごとにその都度成績をつけられるようになり、最終的には機械で集計する形になりましたので、処理に係る時間が平準化され、勤務時間等についても大分短くなりましたことから、効果はあったものと認識しているところでございます。

次に、小学校への導入スケジュールにつきましては、来年度の夏頃に72校の小学校を訪問し、評価の仕方と操作方法に係る研修を行う予定でございます。

具体的な流れといたしましては、来年度は平成31年度に向けた準備研修を行い、平成31年4月には、全校で運用を開始する予定であります。また、通知表の作成方法については、平成31年5月に改めて研修等を実施したいと考えております。

大山委員 昨年の今ごろ、学校への予算がかなり通年に比べて減額されたと思いますけども、平成30年度はどのような状況で、全体的にはよくなっていると聞いておるのですが、状況をお聞かせいただきたいと思います。

八木学務課長 平成29年度の学校再配当予算につきましては、今ご指摘のあったとおり、厳しい財政状況の中で、小学校、中学校とも平成28年度当初予算と比較いたしまして、削減となりまして、学校現場におきましては、特に消耗品や備品の購入に関しまして、ご苦勞をおかけしたところでございます。平成30年度の学校再配当予算につきましては、小学校、中学校とも、平成28年度当初予算並みの額になっているところでございます。

永井(廣)委員 学校建設費に入るのだと思うのですが、昨年までで屋外トイレの整備が

終わったと昨年聞いたように記憶しています。そのため、来年度は予算が計上されていませんが、屋外トイレが非常に汚かったり、バリアフリー対応のトイレになっていない学校がまだ多いのではないかと思います。今後、現在ある屋外トイレを整備し直したりするお考えはないのかお聞きしたいと思います。

杉野学校施設課長 学校のトイレ改修事業につきましては、昨年度、防災減災プログラムという全庁的なプログラムの中で進めておりまして、当該プログラムの対象期間が終了したことから、来年度は予算措置がされていないものでございます。

今、委員がおっしゃいました、トイレ整備の考え方ですが、トイレの場所というのは幾つもあるのですけれども、現在進めているトイレ整備は校舎内のトイレを先行してやらせていただいているのが実情です。箇所数から申し上げますと、これは男女1つという組み合わせで、3階までであると3カ所という言い方になります。1階に1個、1ペアがあれば1カ所という形になりますけれども、全部で1,032カ所ございまして、平成30年度末で736カ所終わる予定です。ですので、残りは約300カ所残っている状況です。子どもたちが生活時間は校舎内が一番長いので、屋内トイレを一義的に優先させていただき、体育館のトイレにつきましては、体育館の改修時に合わせて、行えるところに行っているという状況です。

ですので、屋外トイレにつきましては申し訳ないのですが、校内のトイレ整備の後になるのかなというのが1つあります。ただ、そうは言っても、いろいろと不都合等がございますので、何か壊れたとか、そういった修繕を入れるときには、洋式化などについても進めていきたいと考えています。

永井(廣)委員 オリンピック関連のことについて、ちょっとお伺いしたいのですが、ブラジルとの交流が始まっていて、ブラジルのスポーツ大会に市内の高校生を派遣する取組があったと思いますが、そういった事業の成果は、どのようにお考えになっておりますでしょうか。また、平成30年度も実施されるのでしょうか。あと、ブラジルのオリンピック出場選手が練習する様子などを子どもたちが見ることができれば、すごくうれしいし、モチベーションが上がる要因になったり、将来オリンピック選手になろう、頑張ろうということにもつながるかと思うのですが、見学をさせていただくことはできないのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 はじめに、ブラジルの大会への高校生の派遣でございます。この事業はブラジルのオリンピック委員会が、毎年ブラジリアン・ユーススクール・ゲームズという、日本でいいですとインターハイに該当する高校生の大会がありまして、ブラジルの

オリンピック委員会から招待がありましたことから、昨年11月に市内の高校生2人を派遣したところでございます。

水泳の種目に派遣をしたわけですが、大会でございますから競技を競うということはもちろんでございますけれども、それ以外の目的としまして、ブラジル全土から集まる高校生と交流をするということも目的となっております。一緒に食事をしたりとか、あるいはゲームをするなど交流を楽しんでいるわけですが、参加した生徒からは、大変楽しかった、いい経験になりましたということで話を聞いているところでございます。

この大会につきましては、引き続きブラジルのオリンピック委員会からも派遣の要請が来ておりますので、新年度の予算にも派遣する経費を計上させていただいたところでございます。

それから、事前キャンプを見学できるかということでございますが、世界を代表しますトップアスリートが、相模原市に来てキャンプを行うわけですが、こうした姿を、特に子どもたちに見る機会を設けることによって、これをきっかけとしてスポーツに取り組む子どもが少しでも増えたらいいなと思っているところでございまして、今後、事前キャンプを誘致する目的の1つでございます。

現在、ブラジルオリンピック委員会やカナダのボート協会と、今後事前キャンプを迎えるための協議を進めているところでございますが、少しでもこうしたトップ選手がトレーニングする姿を子どもたちに見てもらい、また交流できるような機会を設けることによってスポーツ振興につなげてまいりたいと、このように考えているところでございます。

永井(博)委員 今年の予算審議の時に、市の総予算に対する教育費はどのくらいですかという質問をさせていただいたのですが、去年と一昨年では教職員の給料が神奈川県から市に切り替わりましたので、去年と一昨年で比較するには教職員の給与を抜かないと比べられないなということで、そのときにお答えいただいたのが6.9%という数字でした。

そこで去年の6.9%に対する同じような数字を今年はお持ちでしょうか。

江野教育総務室担当課長 去年の6.9%と比較する数字は、今手持ちはございませんが、教職員の給与費を抜くなどした額の前年比につきましては、約10.9%増と承知をしております。

永井(博)委員 ありがとうございます。それでは、まとめるような形で申し訳ないのですが、来年度の予算を見させていただいて、先ほど説明がありましたように、対前年比で

12.6%の増ということで、中身は喫緊の課題である貧困対策だとか、学力の保障など予算がよく確保できているのだと思います。また、学校への配当予算など、昨年課題があった部分も改善されており、良い予算編成ができたことはありがたいことだと思っております。

本年度は、総合教育会議の中で学力保障や子どもの貧困対策について、市長と直接意見交換ができました。そこで共通認識を図ることができて、こうした意見交換の結果が今回の予算編成にも表れており、市長が方向性を明確に示されたということだと理解しています。

ただ、予算編成はスタートラインです。成果を狙いながら、子どもたちのために頑張ることが必要だと思ってます。特に教育委員会は、学校現場、教育関係機関、その他の機関とが一体となって、いい結果が出せるよう頑張っていたいただきたいと思っています。大変ありがとうございました。

野村教育長 今、職務代理から予算についておまとめをいただきました。前にもお話ししたとおり、来年度の予算については、子育てと教育環境の充実を重点事項と位置付けた中で、編成がされているということでもあります。

特に大きいのは、こども・若者未来局とも、子どもの課題、経済的な課題ですとか、支援を要する子たちへの支援、こうしたものは一体となって施策を考え、市全体で子どもたちの未来を創ることに向けた予算編成ができたというのは、今年最大の特徴だと思っています。

一方で、今後の予算というのは、今後も税収は大幅な伸びが期待できず大変厳しいわけですから、教育委員会としても、ある意味効率性を求めるところは、事業の見直しを行ってお金を生み出し、それをまた教育に投ずることが必須でありますので、また、いろんな場面で皆様にはお話をしたいと思います。ほかにはよろしいでしょうか。

平岩委員 少しだけ思っていることを申し上げさせていただくと、以前に市内に図書館をはじめ博物館などがありますが、もっともっと活用してもらわないと、もったいないというお話をいたしました。

子どもの貧困ということで、教育のいろんな機会を与えなければいけないと思うのですが、そういった教育の素材をより多くの方に、そして貧困と言われる子どもたちが使えるような方法についても少し目を向けていただけたらなと思います。

野村教育長 ご提案、ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 それでは、これより採決を行います。

議案第7号「平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

ここで休憩いたします。再開は午後3時25分といたします。

(休憩：午後3時14分～午後3時25分)

#### 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について

野村教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程5、議案第8号「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 議案第8号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、清新公民館の大規模改修工事及び増築工事による仮設の施設への移転に伴い、その位置を仮設の施設の所在地に変更するための規定の改正及び同公民館の施設使用料に係る規定の削除をすることについて、相模原市長から意見を求められたため、同意することについて提案するものでございます。

改正の内容につきまして、ご説明させていただきます。

現在の位置であります「相模原市中央区清新3丁目16番1号」を、仮設の位置である「相模原市中央区清新3丁目16番6号」に改めるものでございます。

さらに工事期間中、現在の清新公民館の施設の利用はできませんので、別表第2第1号の表のうち、清新公民館の施設使用料に係る規定を削除するものでございます。

この改正の条例につきましては、平成30年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号関係資料、1ページの案内図をご覧いただきたいと存じます。仮設の位置につきまして、ご説明させていただきます。設置場所につきましては、清新小学校屋内運動場の一部を使用するものでございまして、延床面積は学校との共用部分も含めまして、315.69㎡でございます。

具体的には、清新小学校屋内運動場の会議室に仮設の公民館事務室を設置し、トイレや

更衣室を学校運営に支障のない範囲で共用する予定でございます。工事期間中の公民館事業につきましては、屋外で実施する体育事業をはじめとして、可能な範囲で実施してまいりたいと考えております。

最後に、今後の主なスケジュールにつきまして、ご説明いたします。本年7月1日から仮設の施設での業務を開始し、工事に着手いたします。工事の完成は来年2月末を予定しており、その後完了検査等を経まして、3月下旬に改修後の施設に戻り、4月から供用を開始する予定でございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりましたので、これより質疑、意見がございましたら、お願いをいたします。

永井(博)委員 資料に大規模改修工事の主な内容として、駐車場の増設とありますが、これは今の敷地内であるのか、教えていただきたいと思えます。

藤田生涯学習課長 清新公民館ですけれども、住宅街にございまして、非常に駐車場の設置に苦慮しているところでございます。現在も敷地の外に、歩きますと10分弱かかるような場所に駐車場を借りた形で設置をさせていただいております。

今回の整備に当たりまして、隣接する清新小学校の方へお声かけをし、お子さんたちの学びに影響の少ない場所を少し提供していただいけませんかというようなお話を校長先生にさせていただきました。それからPTAの皆さんにも、お声かけをさせていただいて、影響の少ないところで国道16号の清新交差点に近い場所に駐車場を学校の敷地内につくらせていただけないか、提案をいたしました。

その中で、保護者の方が一番心配されたアクセルとブレーキの踏み間違い対策として、車止めを設置するとともに、植栽帯を立ち上げて、コンクリートでがっちりした囲いをつくりまして、決してお子さんの方へ車のはみ出してしまわないような工夫を行ったり、車が出庫する際のサインとしてシグナルが回って音が出るような設備を設置することで安全対策を図ることで、話を進めさせていただいているところでございます。

大山委員 今、増築工事に当たって駐車場の増設ということでお話がございましたが、ほかに工事に当たって利用者から何か要望があったことや、ほかの公民館とは違った意見があったのか、教えてください。

藤田生涯学習課長 現在の公民館は30年前の仕様になっております。現在に至るまでの

間に利用者の方が増えまして、大会議室や地域の方が集まるコミュニティ室が狭く、また、事務室も地区社会福祉協議会の方や自治会連合会の方が一緒に事務室で事務を行っていただきますので、各お部屋が狭いというご意見をいただきました。

ただ、新築というわけにはまいりませんので、今ある施設を活かしてやっていくという中でいうと、壁に制約があって、動かせたり動かせなかったりというところがありました。そういう中では、コミュニティ室を学校の敷地の一部を使わせていただくのですけれども、外へ出して、今までコミュニティ室であったところを、また別のお部屋に転用するというを行う予定でございます。

それから、大会議室も工夫をして取れる壁は取って、なるべく広くさせていただき、事務室も若干広げることができる予定でございます。主な要望は、以上でございます。

野村教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 では、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第8号「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

平成30年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について

野村教育長 次に、日程6、議案第9号「平成30年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 議案第9号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、社会教育法第13条の規定により、社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合には、社会教育委員会議の意見を聴くこととなっていることから、諮問いたしましたく提案するものでございます。

平成30年度の補助金交付対象は、議案にございますとおり3団体でございます。はじめに、相模原市立小中学校PTA連絡協議会への補助金は12万円でございます。続きまして、相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助金は7万円でございます。続きまして、相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金は2万円でございます。3団体ともに補

助金の額は、今年度と同額でございます。

次に、裏面でございます、議案第9号参考資料をご覧ください。

はじめに、相模原市立小中学校PTA連絡協議会でございますが、相模原市立小中学校の単位PTAとの連携により、その自主的な活動を推進し、児童・生徒の健全な成長を図るとともに、共通の課題の解決に当たることを目的とする団体でございます。補助金の対象事業は、広報「市P連さがみはら」の発行及びホームページの運用でございます。

続きまして、相模原市地域婦人団体連絡協議会でございますが、単位婦人会相互の連絡調整を図り、その自主的活動を助長する団体でございます。補助金対象事業は、広報「相婦連」の発行及び環境問題、健康増進、家庭教育等の啓発活動でございます。

続きまして、相模原市女性学習グループ連絡協議会でございますが、女性学習グループの学習活動とグループ活動の充実・発展をめざし、グループ相互の連携協調を図り、相模原市の豊かな社会教育の実現をめざす団体でございます。補助金対象事業は、会報「連協ニュース」の発行及び資料収集、資料集の発行でございます。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりましたので、これより質疑、ご意見がありましたら、お願いします。

大山委員 交付の対象団体について特に異議はないのですが、毎年この議案では同じ団体が対象になっていたと記憶しています。そこで、新たな団体からの申請がないのかどうかをお伺いしたいと思います。

藤田生涯学習課長 団体数につきまして、以前は青少年ですとか社会教育団体としてまとめていましたけども、文化団体などが組織改編の関係もありまして、生涯学習ではなく別のセクションで、そうした団体を支援をしているため、近年は同様の団体のみの記載となっております。新たな団体については、広報で呼びかけをしているわけではございませんが、投げかけがありましたら、検討していきたいと考えております。

野村教育長 ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第9号「平成30年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標について

野村教育長 次に、日程7、議案第10号「相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標について」を議題といたします。事務局より、説明をいたします。

齋藤総合学習センター所長 議案第10号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、教員の資質の向上に係る新たな体制を構築するため、相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標を策定いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第10号別紙、1ページをお開きいただきたいと思います。

1の策定の主旨につきましては、近年、ベテラン教員の大量退職に伴い、経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築するよう、教育公務員特例法の一部が改正されました。

本市におきましても、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善など学習指導要領の趣旨を実現するために必要とされる資質・能力の向上を図るために、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身につけるべき資質を明確にする必要がございます。

そのため、教育委員会は教員養成を担う大学等とで構成する協議会を組織し、文部科学省が策定した指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るために、本指標を策定するものでございます。

次に、2の目的につきましては、教員等が職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確にすること、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すこと、より高度な段階への成長を教員等に促すための目安を体系的に示すことを目的としております。

次に、3の位置付けにつきましては、1の策定の主旨、2の目的を図にまとめたものでございまして、図の中央に丸囲みで記載をしている協議会の構成員を、4の検討体制で示しております。

次に、5の指標の構成につきましては、1ページおめくりいただき、相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標をご覧いただきたいと思います。

本指標につきましては、研修計画に示しております、めざす教員像である、ライフステ

ージ、重点、教員に求められる資質・能力の各項目をもとに、身につけるべき資質の詳細をライフステージごとに構成したものでございます。表の二重線で囲いました部分が、今回新たにまとめた資質の詳細となっております。

なお、本指標を踏まえ、体系的かつ効果的に実施するための教員研修計画を定めてまいりたいと考えております。

また、この指標をもとに各教員が日常の教職生活において身につけておくべき資質を振り返るとともに、より高度な段階に向けた目標を持つことができるよう、学校へ促がしてまいりたいと考えてございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりましたので、質疑、意見があればお願いします。

教職員の研修計画はこれまでもありましたが、それと、今回ここでつくる指標との違いについて、補足の説明をお願いします。

岡部総合学習センター担当課長 今までの研修計画に示していたものは、表の上段、養成期、形成期、向上期、発展期、円熟期等々の部分、矢印がついております学級づくり、子ども理解、授業づくり、マネジメント力等の部分でございます。また、この人材育成指標の資料、向かって左側の教員に求められる資質・能力を4つの項目として示しておりますが、教職の素養、学級づくり・子ども理解、授業づくり、マネジメント等々の詳細についてまで示しておりました。

今回新しく示したものは、それぞれのライフステージに応じて、それぞれの4項目、どのように先生方の資質・能力を育むべきかをさらに詳細を示したところが、今回の人材育成指標と前回までの示していたものとの違いでございます。

平岩委員 この人材育成指標は、どのように使われるのでしょうか。

岡部総合学習センター担当課長 この人材育成指標を踏まえまして、今後体系的かつ効果的に実施するための研修計画を定めてまいります。また、この指標をもとに各先生方が、日ごろから身につけておくべき資質を振り返るとともに、より高度な段階に向けた目標を持つことができるように研修計画を定めてまいります。

大山委員 今までやっている教職員研修は、歴史が深いわけですが、本市では充実した研修システムがあるのではないかと思います。そうした中で教職員の研修は、このような研修計画を立てるのが必須なのでしょうか。

岡部総合学習センター担当課長 法律として定められております研修は2つでして、初任者研修と中堅教諭等資質向上研修講座でございます。この中堅教諭等資質向上研修講座と申しますのは、今まででいうところの10年経験者研修講座であったのですが、10年経験者に関わらず学校において中核として必要な資質・能力を目指す研修として名称も変わったものでございます。

そのほか、本市の教職員研修では希望型の研修や先生方に育みたい資質・能力を考えて、専門研修などを実施してございます。

齋藤総合学習センター所長 これまでも教職員研修は毎年やってまいりましたが、教員を目指す学生を指導している大学等の意見をいただいて、さらに充実を図る視点もございませぬ。

永井（廣）委員 この指標の作成が終わったら、協議会の方は関わりがなくなってしまうのでしょうか。また、地域有識者2名とありますが、どういった方なのでしょうか。最後に、指標をつくって、例えばこれができているかできてないかで、何か評価されたりすることはあるのでしょうか。

岡部総合学習センター担当課長 まず、今後の協議会についてでございますが、原則として毎年協議会を実施することとされております。この人材育成指標が、その年ごとの社会のニーズに合っているか、教職員に足りない資質・能力を育むための指標となっているかについて、確認することとされております。

また、協議会の地域の有識者でございますが、調べて、後ほど回答させていただきます。最後に、この人材育成指標が定められているかどうか評価の対象になるかについてでございますが、これは法律で定められたものですので、各自治体において定めなければならないものとされております。

永井（廣）委員 私の質問がわかりづらかったと思うのですが、これを自治体で定めたことによって、実際に先生方の評価に影響があるのでしょうか。

岡部総合学習センター担当課長 失礼いたしました。先生方の人事評価に直接用いるものではございません。

野村教育長 人事評価に用いないのですが、当然求める資質が指標に書かれているので、照らし合わせはするということで、よろしいですか。

笹野教育局長 このライフステージにおける人材育成指標は、今教育長からありましたとおり、相模原市が求めている人材であって、この指標に基づいて人材を育成していこうと

いうものですので、当然これに見合った教員になっているかは、確認することになります。  
野村教育長 考え方はそれでいいですね。

永井（博）委員 本指標を踏まえ、体系的・効果的に研修計画を定めるとありましたが、これは総合学習センターが定めるのか、あるいは、各学校が定めるのか説明いただきたいと思います。また、この指標ができたことで、これまでの取組との整合性はいかがなのでしょう。

齋藤総合学習センター所長 この指標を用いまして、総合学習センターの方で研修計画を立てさせていただきます。次年度以降は、新しい研修等も組み込んでいく予定でございますが、これまでの研修についてもさらに充実をさせていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

野村教育長 ほかにはいかがですか。地域有識者の件でまだ答えが出ませんが、基本的な内容について、特にほかに質疑、意見がなければ、これより採決を行います。

議案第10号「相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標について」を原案どおり決するに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

野村教育長 では、ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました。

#### 相模原市教育振興計画策定委員会規則について

野村教育長 次に、日程8、議案第11号「相模原市教育振興計画策定委員会規則について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第11号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、次期相模原市教育振興計画の策定に当たりまして、附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定に基づき、相模原市教育振興計画策定委員会を設置するため必要な事項を定めたく、提案するものでございます。

まず、次期教育振興計画の策定につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第11号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、1の計画策定の背景・目的でございます。平成22年に新相模原市総合計画の教育に係る部門別計画として策定をいたしました、現在の教育振興計画の計画期間が平成31年度で終了となるため、次期計画の策定作業を始めるものでございます。

現計画の策定以後、教育課題の多様化や学習指導要領の改定等、児童生徒を取り巻く環境が変化するとともに、現在国においては、次期計画である第3期教育振興基本計画の策定作業が進められており、今年度中に中央教育審議会から答申が出される予定となっております。こうした状況を踏まえまして、本市の次期計画に向けまして、めざす人間像や施策の方向性を定めていく必要がございます。

2の次期教育振興計画の体系でございますが、次期総合計画や他市の状況等を参考に検討してまいります。

続きまして、3の策定体制でございます。1枚おめくりいただきまして、資料2ページ目をご覧くださいと存じます。

(1)教育振興計画策定委員会は、今回提案いたします、規則により設置する組織でございます。恐れ入ります、お戻りいただきまして、議案第11号をご覧くださいと存じます。

第2条、所掌事務でございますが、委員会は教育振興計画の策定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、結果について答申するものでございます。

続きまして、第3条、組織についてでございます。委員会は、委員17人以内をもって組織し、学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市の住民、その他教育委員会が特に必要と認める者で構成するものでございます。

第4条でございます。委員の任期は、平成32年3月31日までといたします。

恐れ入ります、関係資料にお戻りいただきまして、資料の2ページ、庁内体制をご覧くださいと存じます。庁内においては、教育振興計画策定会議や下部組織として部会を設置いたしまして、学校教育、生涯学習の分野ごとに検討を進めてまいります。

続いて、3ページの4、スケジュールでございますが、平成31年度末の策定に向けて、平成30年度から平成31年度にかけて策定委員会を開催し、ご審議いただくとともに、平成30年度にはアンケートや市民フォーラムなどを、また、平成31年度にはパブリックコメントを実施いたしまして、幅広く市民の皆さんにご意見を伺いながら策定を進めてまいります。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいま、説明が終わりましたので、質問、ご意見がありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

現在の計画が平成31年度までで切れるわけです。ですから、ここで策定作業に入るということですね。

では、私から意見になりますが、1つは策定委員会の委員なのですが、市がつくる計画づくりだと、特にある程度固定化した団体から委員が選出されてくることが多いと思います。基本的には、行政に深く関わっている団体代表ですから、それはそれで重要なのですが、将来を担う子どもたちの教育に関わる部分が多い計画ですから、やはり幅広い視点を持った、文化でも芸術活動でも、またはスポーツ、海外でいろんな活躍をしている方など、これまで委員としても選んでこなかった分野からも幅広く人を選ぶべきと思いますが、どうでしょうか。

大用教育総務室長 ご意見いただきましたものを、なるべく反映する形で検討させていただきたいと思います。

野村教育長 ほかにはどうでしょうか。

永井(博)委員 私は現在の振興計画の策定委員だったのですが、10年間も同じ計画を使うのは、時代の変化が激しくて、計画をつくる時は英知を絞ってつくったのですが、例えば新しい動き、ICTだとかタブレットだとか、その当時には想像もつかなかったようなことが、もう学校現場にも入ってきているという現実があります。

10年スパンの長い振興計画ですから、将来を見通すといいですか、そういうことと言えば、今教育長がおっしゃった既成の概念にとらわれない形で、この会が運営できたらいいのではないかなと思ってます。

大用教育総務室長 ご意見ありがとうございます。計画期間につきましても現在検討中でありまして、次の計画期間が10年ではない可能性もございます。計画期間につきましても、並行して検討がされている市の新たな総合計画の計画期間とあわせてまいりたいと考えております。

野村教育長 ある都市の振興計画を見ますと、非常に目標が具体的に出ています。例えば全国学力・学習状況調査の成績1つをとっても、5年後にはここまで持ってくると明確にうたっていたり、英語検定の3級を中学3年生で4割が取るなど、かなり具体的な目標を振興計画に挙げて、点検しているという自治体もあります。その一つひとつの目標が本市に合っているかどうかは別にしても、計画をつくったときに、やはり達成すべき目標をきちんと見定めてつくるのがとても大事だろうと思うので、その議論を深くやってもらいたいと思います。

この検討状況は中間報告をさせていただいたり、またこの場で皆さんの意見を聞いたりという、形で作業は進めていくのでよろしいですか。

大用教育総務室長 必要に応じて情報提供、そして皆さんからのご意見をいただく機会をつくりたいと思っております。

野村教育長 よろしいですか。

他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第11号「相模原市教育振興計画策定委員会規則について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

---

#### 相模原市立中学校部活動指針について

野村教育長 次に、日程9、議案第12号「相模原市立中学校部活動指針について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

奥村学校教育部長 議案第12号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、生徒の健全な成長の促進と教員の負担軽減を図るため、部活動の運営や指導についての方針を策定いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別に配付いたしました別紙、相模原市立中学校部活動指針をご覧くださいたく存じます。

目次の裏面に、はじめにとして、本指針を策定するに至った背景や指針の目的について示してございます。中学校における部活動の重要性や教育的な効果はこれまでも高く評価されてきたところでございますが、その一方で過度の活動による多方面にわたる弊害も指摘されております。

現在、スポーツ庁では、こうした実態の改善に向け、有識者を交え、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの取りまとめを行っており、平成30年1月にはスポーツ医学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、運動部活動における休養日及び活動時間についての基準が示されたところでございます。

また、平成29年4月に国から公表された教員勤務実態調査では、土日の部活動に従事する時間が10年前の約2倍に増えており、部活動が教員の長時間勤務に支えられている

状況が深刻化している実態も明らかにされております。

本市におきましても、生徒の健全な成長と教員の負担軽減を図ることを目的に、部活動の運営や指導についての方針を明記した部活動指針について提案するものでございます。なお、本指針では、運動部のみならず文化部も含めた全ての部活動を対象としてございます。

それでは、1ページをご覧ください。第1章、学校教育の一環としての部活動について、主な内容をご説明いたします。

第1章は4つの項目立てをしております。まず1つ目として、学習指導要領に示されている部活動の位置付けについて記載し、2つ目として部活動の意義について示し、その中で育みたい力について確認しております。

次に、2ページをご覧ください。部活動の意義を果たすためには、学校全体で取り組む必要があることから、3つ目の項目として、組織的な部活動経営体制の構築について必要なことを挙げております。

また、4つ目の項目として、学校体制としての活動状況の把握について、注意すべき点についてまとめてございます。

続いて、3ページをご覧ください。第2章では、部活動の指導者について触れてございます。2つの項目に分けております。

はじめに、学校体制における部活動顧問の位置付けについて明記し、顧問の役割をはじめ指導に当たって体罰等は絶対に許されるべきことではないことを改めて記載しております。また、顧問の負担軽減を含め、複数顧問体制の有効性を挙げております。

次に、4ページをご覧ください。教員の負担軽減につながることとして、外部指導者のことに触れています。本市で既に導入している部活動技術指導者との連携において、留意すべき点について記載するとともに、国から示された部活動指導員制度については、今後導入に向けての取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、5ページでございます。第3章、中学生期における望ましい指導の在り方について、ご説明いたします。ここでは、実際に活動する際の効果的な指導について記載しております。まず、活動時間、適切な休養日の設定についてでございますが、平成30年1月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）」の中では、中囲みで示させていただいた基準を示しております。

本市では、このスポーツ庁の基準を踏まえた活動時間、休養日を実施するために、今後

以下の取組を行ってまいりたいと考えております。

1つ目のアでございます。教育委員会においては、平成29年度末にスポーツ庁から示される運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに基づいた休養日及び活動時間についての規定を平成30年度中に作成するとともに、競技団体、保護者への周知及び部活動指導員の導入の検討などの条件整備に努めます。

イといたしまして、各学校においては、そのための段階的な取組として、平成30年4月から次の事項を徹底し、順次国の示す基準に向け、条件整備に努めるものいたします。具体的には、6ページに記載がございます。

(ア)として、平日は週1日以上休養日を設定する。(イ)として、土・日・祝日は月2日以上休養日を設定する。(ウ)として、休養日の活動時間は半日程度を原則とする。練習試合などでやむを得ず行う場合は、平日の休養日を多くするなどの対応を行う。

(エ)として、夏季休業中の活動日数は、大会・コンクール等を除いて原則20日以内とする。この活動時間・休養日の設定は、全中学校で実施するものであり、学校長が活動状況を把握するため、活動計画書を顧問が校長に提出し、承認を得ることとしております。

最後に、7ページでございます。第4章では、安全管理と事故防止について、触れてございます。日常の安全管理については、設備だけではなく、部員の健康状態の把握を含めた安全管理について留意すべき点について、まとめて示してございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見がありましたら、お願いします。

平岩委員 中学校の部活動のように、従事する先生たちの勤務時間が約2倍ということでしたけれど、生徒が部活動をしている時間はどんな状況になっているのでしょうか。

大木学校教育課担当課長 生徒の部活動の時間につきましては、平日月曜日は必ず全市で休養日を設けていて、4月から8月までは日没の18時まで、また、冬季においては16時半までというようなことで活動を行っております。他市に比べると、本市は平日の時間においては少ない設定となっております。

平岩委員 もう1つ、部活動に関する保護者の方々からの意見はどのように捉えておりますでしょうか。

大木学校教育課担当課長 部活動に関しては、保護者の方は本当に賛否両論で分かれています。本当に一生懸命やっていただいて、子どもも充実感を味わってとても感謝をして

いるという声と、やはりそれが負担になって、それ以外の例えば日常の勉強、家に帰ってからの学習とかそういうものに支障を来しているという声とがございます。

この指針の策定に当たっては、市のPTA連絡協議会の本部にも伺いお話をしてきたところですが、やはりその中でも賛否ということで両方のご意見をいただいております。この指針については、それらも踏まえて、やはり生徒の健全な発達ということと教師の過度な部活動の従事からの健全なバランスというところの視点で策定をさせていただこうと思っております。

永井（廣）委員 この部活動に関しては、運動部の場合はやみくもにやればいいのではないというスポーツ科学や医学の面からも、筋肉のつくられ方なども研究されていて、休養日を設けた方がいいというのは、最近大分周知されてきたのですが、それでも、例えば中学生だと、気持ち的に毎日やらないと衰えるのではないか、例えばバレリーナは1日練習を休むと3日は回復にかかるといわれるように、ほかの部でも1日休んだら3日ぐらい取り戻せないのではないかという考えが多分あって、毎日やりたいという人もいるのかもしれないです。しかし、きちんと規制はした方がいいかと思えます。

今でも、例えば学校の体育館を借りられないときに、小学校の体育館を借りたりとか、公民館を借りたりとかして練習している部活動というのが存在します。なので、学校を閉めたから、学校で部活をやらないようにしたから大丈夫という保証ができないので、そこをどういうふうに持っていくかというのが、とても気になります。

また、朝練習については部活動に含まれるのかどうかをお伺いしたいと思います。

松田学校教育課長 1つ、生徒の中には、毎日やらないと衰えていくのではないかというふうな思いを持っている子どもたちも多いのではないかということであったかと思えます。そこについては、そういった意欲的な気持ちも大事にしつつ、例えば今回案として出させていただいている指針で申しますと、6ページの(2)の長期的視野に立った指導というところに、長い目で自分らしい生き方を実現するための力を育成するであるとか、目の前の結果だけを追うのではなくて、長期的な見通しをもった育成というような、そういった指導を担当や学校がしていく必要があるのではないかと思います。

大木学校教育課担当課長 各学校で朝練習が独自に行われていることは、承知しております。この指針の中では朝練習についての規定は書いてはございませんが、6ページにあるこの(ア)の平日は週1日以上休養日を設定するということは、朝練習にも共通するものであって、週に1日ということですよ。

この時期にこの指針を策定する大きな理由として、各学校で今の時期に来年度の部活動の基本方針を立て直したり、教育計画を見直している時期であります。なので、これを市から発出することで、中学校の全教職員がきちんと守るということが一番最低ラインとして、各学校で部活動の基本方針を策定して、学校長のリーダーシップのもと部活動も教育活動の一環として進めていくというような、そんな趣旨で策定するものでございます。

大山委員 質問ではなくて意見です。1つは、スポーツ庁の審議内容を見てみると、生徒に過重なスポーツはさせてはいけないことを言っていて、休養日の設定は医学的見地からいっても、ヨーロッパやアメリカなどでも国際的に認められてますから、それを踏まえての指針ができたことは良いことだと言えらると思います。

一方で、部活動の在り方については、教員の働き方改革にも関連するため、文部科学省で議論していますが、やはり国の指針が決まらないう方向になるかがわからず、方向性を見きわめないと、本当の意味での指針は定まらないのではないかなというような気がします。

それから、運動について言わせていただくと、ジュニアのアスリートの養成は大切なことですし、諸外国では、もう既にスポーツクラブという体制で動いておりますよね。ですので、学校の部活動をやるということに対して働き方改革のことと、もしそういうことをやるならば、予算をきっちりつけた段階でやらないと、また中途半端なことになってしまうのではないかなという印象を持っています。

平岩委員 私も同じように考えます。部活動の指針の中に、先生方の勤務時間のことが入ってしまうので、とてもわかりにくくなっていると思います。部活動と労働については、分けて進めていった方がわかりやすい気がいたします。指針の中にそれが両方入ってますと、わかりにくい気がいたします。

野村教育長 今いただいた意見も、ごもっともなのですが、その辺は事務局内でもいろいろ議論しました。国の考え方が2つのものを同時に進めようとしていますから、両方の要素を含めて、こういう内容に持っていったわけです。

本来、こうした指針の策定は各自治体がばらばらにやるのはおかしいことなのです。吹奏楽の大会でも、運動の大会でも県大会や全国大会があるわけですから、統一的な考え方でなければいけないのです。この度、国が統一の見解として、指針を出したわけですので、我々は1年間かけて国が示した考えに近づけていこうと考えております。ここで近隣自治体の検討状況の話をして、事務局の方でしていただけますか。

松田学校教育課長 現時点で把握している内容について、お答え申し上げます。近隣で部活動の指針を策定、または策定予定となっているところですが、まず川崎市については平成29年5月に、また、横浜市は平成30年1月に、そして、海老名市が検討会の提言のまとめとして公表したのが、平成29年11月となっております。厚木市については、今年度中の策定を予定していると聞いております。そのほか近隣で申しますと、座間市、大和市、町田市、八王子市については、現在のところは部活動の指針を策定する取組は行ってないと聞いております。

また、既に策定しております自治体の休養日の設定状況なのですが、川崎市、海老名市が週1日、最近発表した横浜市が週2日以上、そのうち平日が1日以上、土日が1日以上となっております。また、神奈川県では、公立高等学校を対象に、国のガイドラインに準じた休養日の設定を盛り込んだ指針を、今年度中に策定する方向で取り組んでいると聞いております。

野村教育長 というように各自治体の取組は、ばらばらだというのが現状なのです。

永井(博)委員 今朝の新聞に、「顧問強制のひずみ深刻 今先生たちは 部活の現場」というタイトルで掲載されておりました。全ては紹介しませんが、私が学校にいた時代と全く同じことが今もあって、変わらないなという思いを持ちました。相模原市の先生たちは、部活動の指導を本当に一生懸命やっているのです。そのことには頭が下がるほどですが、新聞では家庭を顧みない、そうせざるを得なかった例が載っていて、私も幾つか上の先輩から、家庭崩壊ではありませんが、奥さんがご立腹でという話を聞いたことがあります。部活動では生徒の面倒を見て、自分の子どもの面倒は見ないのということで家庭不和に陥ったなんていうことを、よく聞きます。

今は働き方改革ということで、何か手を打つ必要があるのだなと思ってます。

また、別の新聞記事では、大学の教育学部などの教員養成系の応募が少なくなったという傾向が出てて、記事によると学校の多忙化などが原因の1つになっているのではないかとありました。あわせて、民間企業は今景気がいいようですから、民間が景気がいいと、公務員だとか教員は少し人気なくなるというのが常らしいのですが、いずれにしろ学校の多忙化というのは社会でもう認知されているため、教職を避けるということが出てきているのではないかとのことでした。私も大学にいましたので、そういう感じを受けます。体育学部、体育系の学生は部活動の指導をやりたくてしょうがないんだろうと思っていましたが全然そうではなくて、指導者にはなりたくないけれども、中学はちょっと大変過ぎると

いう声がありました。私は、優秀な人が先生になってほしいという意味からも、今の教員の多忙化、ブラック部活動がどこかで改善されないと、いい人材も来なくなってしまうのではないかと不安を持っています。

野村教育長 今、永井委員がお話されたことは、先日私が政令指定都市の教育長会議に出ましたときに、教員養成大学の教授が複数おられて、自分たちの教え子が教員にならないということで、そのことが現実なのに何でそれがまだ認知されないのだろう、このまま放っておけば、いい人材は教育界には来ませんというお話をされていらっしやいました。

ちょっと話が広がってますが、やはり多忙化のお話も、どうしてもある意味、含まざるを得ないと我々は考えています。

今回策定する指針では、まず、週に平日1回と土日は月2回は休むという考えを共通の遵守事項にしよう。そして、最終的には、国が示す基準に近づけていきたいと考えています。当然、他の近隣の自治体も巻き込んでやるべきことですから、そうした活動もやっていくべきだろうと考えております。

大山委員 休養日の設定に関して、学校現場の合意はとられているのでしょうか。

奥村学校教育部長 委員の皆様には本当に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。まず、この指針を策定するに当たっては、中学校長会の代表や副校長会の代表、現場の代表等も交えた教育課題検討会において、約1年かけて議論してきたところで、その間も中学校長会の全体会と、やりとりを行ってきたところです。

先日も、この内容についてご説明を申し上げたところ、ほぼ全員がぜひ策定した後、時期を置かずに学校に発出してほしいと、そういった意見をいただいたところです。平成30年4月から、ぜひこの指針に基づいて各中学校が取り組んでいくと、私の方も受けとめさせていただいたところです。

野村教育長 繰り返しになりますが、まずはここで一度市としての指針を定め、1年後見直すということです。

永井(廣)委員 技術指導員の件ですが、やはり子を持つ親としては、人柄がしっかりした人に技術指導に来ていただきたいと思うのですけれども、おそらく、技術指導者の数は不足するかと思いますので、人材確保の取組を進めてほしいと思います。

大木学校教育課担当課長 技術指導者については、各学校で選定をすることになっておりますが、平成29年現在で193名の登録をいただいております。部活動の負担については、先生方が専門的でないものを請け負うことも1つの要因として捉えておりますので、

この先も人材の確保について、検討を重ねてまいりたいと思います。

野村教育長 ほかにご意見は、よろしいでしょうか。

では、議案第12号「相模原市立中学校部活動指針について」を提案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

ここで休憩いたします。午後4時50分に再開します。

(休憩：午後4時46分～午後4時50分)

野村教育長 では、休憩前に引き続き、会議を続けます。

笹野教育局長 先ほどの議案第10号でお答えできていなかったものについて、お答えいたします。

相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標の策定についての資料の中にありました、協議会構成員の地域有識者2名につきましては、総合型地域スポーツクラブの代表とさがみはら産業創造センターの代表でございます。

また、今回お示しする指標は教育公務員特例法の改正によって、ライフステージごとに求められる資質を明確にすることとされたことを受けて整理し、新たにまとめたものではありませんが、これまでの教職員研修の考えと全く異なる指標を設けたものではございませんので、ご承知置きいただきたいと思います。

#### 相模原市いじめ防止基本方針の改定について

野村教育長 では、報告案件に入ります。

報告事項1「相模原市いじめ防止基本方針の改定について」、事務局より説明をいたします。

松田学校教育課長 相模原市いじめ防止基本方針の改定案について、ご説明申し上げます。

市基本方針の改定につきまして、8月の教育委員会において改定の概要、進捗状況についてご説明させていただきましたが、その後庁議、市議会市民文教部会の報告を経て、パブリックコメントを実施いたしましたので、本日報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料をご覧ください。1の概要に示しておりますように、本方針につきましては、策定から3年が経過するに当たって、これまでのいじめ防止の施策の実施状況や国が策定しました基本方針、いじめに関する審議会からの意見等を踏まえ、改定を行

うものでございます。

2の基本方針案の構成でございます。今回は変更しておりませんが、第1として、いじめの防止等のための対策、基本的な方向に関する事項として、目的やいじめの防止等のための対策の基本理念などを記載してございます。また、第2として、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項として、市が実施する施策や市立小中学校において実施する施策のほか、重大事態の対処を定めております。

さらに、第3として、その他のいじめ防止等のための取組に関する事項として、市基本方針の取り組みの検証、見直しについて定めております。

3の改定の主な内容についてでございます。大きく次の4つの内容で整理してございます。まず1つ目として、基本理念に人権教育をより推進していくこと。2つ目として、児童等の苦痛の累積等を把握する調査について追記するなど、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申を受け、既に取り組んでいる施策を盛り込むこと。3つ目として、障害のある児童等や外国につながりがある児童等など様々な状況にある児童等への対応について、改定した国のいじめの防止等のための基本的な方針を踏まえた内容を盛り込むこと。4つ目として、インターネットや本人が否定する場合など見えづらいいじめの対応など、市でも取組を充実させる必要があると捉えた内容について、追記してあります。これらの内容につきまして、本編に反映しております。

恐れ入ります、参考資料をご覧ください。

パブリックコメントにつきましては、2の意見募集の概要に示しておりますように、平成29年12月13日から平成30年1月19日まで実施いたしました。

3の結果につきましては、(1)に示しておりますように、2名の市民の方から5件の意見をいただきました。裏面をご覧ください。

(3)区分につきましては、2つに区分し、具体的には市が実施する施策に関すること、市立小中学校において実施する施策に関することとしております。

(4)の意見内容及びご意見に対する本市の考え方でございます。詳細は資料に示しておりますが、市が実施する施策に関することといたしましては、1点目として、いじめが起きた際に、第三者の存在が必要であるとの内容。また、2点目として、児童生徒自らが問題解決する力の育成に向けて、大人の人権感覚の成長が不可欠であるとの内容のご意見をいただいております。

の市立小中学校において実施する施策に関することといたしましては、3点の意見と

して、(3)いじめの未然防止において表記されております、「豊かな情操と道徳心を培い」の道徳心の表記が不要であるとの内容。4点目として、(4)いじめの早期発見について表記されております月間報告に対する教育委員会の対応が不明確との内容。また、5点目として、月間報告において教職員の評価を下げないことを明文化するべきであるとの内容をご意見としていただいております。

本市の考え方といたしましては、参考資料で示しているとおりにお答えしたところでございます。パブリックコメントでいただいた意見並びに市の考え方につきましては、ホームページに掲載してございます。いずれのご意見も基本方針の内容の修正に影響するものではないと判断いたしました。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。平成30年2月中を目途に、改定後の基本方針を公表する予定でございます。また、4月には各小中学校の学校いじめ防止基本方針の改定を行う予定でございます。

以上で、相模原市いじめ防止基本方針の改定について、説明を終わらせていただきます。  
野村教育長 説明が終わりました。ただいまの内容につきまして、意見、質問等があれば、お願いします。

永井(博)委員 いじめはいろいろな機会に話題になりますし、早期発見や防止、その対処などが細かく提示されて、大分いい形になってきたのかなと思ってます。ただ、この資料の8ページにあるとおり、学校がやることは、いじめの未然防止を普段からやるしかないのだと思います。

資料では、例えば全ての教育活動を通して児童生徒が自ら問題解決できる能力を育み、安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるとあります。これは立派なフレーズですけども、具体にはどうするのかという感じがします。私のイメージで言うと、そのためには、学級経営をきちんとするとか、集団づくりをちゃんとやるとか、さらに具体的に言えば、学級活動と言われている時間をきちっとやる、それから班活動や係活動、それから日直制度など、毎日の積み上げのようなものを大事にしていくことが、いじめの未然防止につながるのではないかと思います。

学級づくり、あるいは授業づくり、そういうことが全ての基本だよということを学校に言っていただいたらいいかなと思ってます。

永井(廣)委員 いじめに関しては、PTAの役員をしていたときから、ずっと関わりがあって、市の方とも協力して、いじめをなくしたいということで活動してまいりました。

人と人とが顔を合わせて何かをする以上、そして、やはり狭い空間にたくさんの人数が集まる以上は、いじめをなくすというのは本当に難しいと思うのです。大ごとになる前にお互いが気持ちよく解決できるということが大切なのではないかと思います。

学校の先生も、何かそんな気がするけど気のせいかもしれないと思うのではなく、ちょっと異変に気づいたら、気のせいだと思わずに動いていただいて、よく周りを見ていただきたいなと思います。

古屋学校教育課担当課長 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。事務局といたしましても、これまでも各学校へのサポートに努めてきたところで、いじめの認知に関しては、現在学校の方で積極的にやっけていただいているということがございますので、受け手が嫌だと思えばいじめであるという捉えは、大分先生方に浸透してきております。

一方で、対応に苦慮されるというケースもございます。その場合は、現在も行っているところではありますけれども、月間の報告表をもとに、事務局の方で学校の体制を十分にサポートしていきたいと、そのように考えております。

野村教育長 ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 子どものいじめに関する審議会からの答申について

野村教育長 次に、報告案件2「子どものいじめに関する審議会からの答申」について、事務局より、説明をいたします。

松田学校教育課長 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げます。恐れ入りますが、答申書の1ページをご覧ください。

本答申書は、教育委員会が平成29年9月20日付で諮問した事項について、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申をいただいたものでございます。

諮問の内容でございますが、諮問事項1といたしまして、市が平成28年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について。諮問事項2といたしまして、市立小中学校が平成28年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についての、2つの事項でございます。恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

本答申書の構成について、ご説明申し上げます。2ページから3ページが諮問事項1の市が実施したいじめ防止等の施策の実施状況について。4ページから5ページには、諮問事項2の市立小中学校が実施したいじめ防止等の施策の実施状況について、それぞれ審議

結果に基づく提言等が示されております。

2ページにお戻りください。(1)市基本方針に関することについてでございます。ア、各委員から出された主な意見では、これまで開催された審議会の中で各委員から出された主な意見が示されております。例えば2つ目の丸でございますが、学校が組織として情報共有することが重要です。市基本方針で組織的に情報共有することの必要性をはっきりと示してほしいと思いますとの意見が記載されております。こうした意見を取りまとめ、審議会として総括した内容が、イの提言として示されております。

提言の中では、いじめ防止等のための対策を推進するためには、子どもの人権尊重の理念が重要で、相模原市いじめの防止等に関する条例等を踏まえ、子どもの人権を尊重し、組織的な取組の推進を図ることなどが示されております。

3ページをご覧ください。(2)市の具体的な取組に関することにつきましては、ご覧の3つの意見等を踏まえ、提言が示されております。イの提言でございますが、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があるとの認識を持つこと。また、チーム学校の考えに基づき、いじめ防止等のための対策を推進する必要性について示されているほか、自殺予防教育の推進、貧困等の問題を踏まえた支援の充実、教育委員会と市長部局が緊密に協力、連携を図ること等が示されております。

4ページをご覧ください。諮問事項2に対する、(1)学校いじめ防止基本方針に関することでございます。ここでは、ご覧の2つの意見等を踏まえ、イの提言が示されております。いじめの未然防止には、日頃から子どもたちがお互いを尊重し、自己有用感を高めることが重要で、子どもたち自身が他者との関わりについて考える機会を設け、主体的な取組の推進が図られるよう、学校いじめ防止基本方針に具体的な取組を明示することなどが示されております。

5ページをご覧ください。(2)いじめの未然防止や早期発見・早期対応等の具体的な取組に関することにつきましては、ご覧の4つの意見等を踏まえ、イの提言が示されております。いじめの未然防止等のためには、日頃から人権を尊重し合うことができる環境づくりが重要であり、教職員と子どもたち、子どもたち同士が良好な関係づくりに努めることができる主体的な取組や、一人ひとりの意見が尊重される授業づくりの推進、チーム学校の考えに基づく個に応じた対応を推進することなどが示されております。

以上で、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げます。今後につきましては、本審議会からいただいた提言を踏まえまして、いじめ防止

等の施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

野村教育長 説明が終わりました。ただいまの内容について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。特にこの内容については、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、この提言を受けて、教育委員会と学校現場では、一層いじめの防止についての取組を充実させていくということでやっていきましょう。

#### 専決処分の報告について

野村教育長 次に、報告案件3「専決処分の報告」について、事務局より、説明をいたします。

佐々木教職員人事課長 それでは、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

市立小学校の学校維持管理業務作業中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、市議会3月定例会議において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。お手元の資料、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

事故の概要についてでございますが、そこにお示した時刻、場所におきまして、臨時学校技能員が剪定した枝をリヤカーで運搬していた際、駐車していた被害者の普通乗用車に接触し、フロントバンパーを破損させたものでございます。本市の責任割合が100%。損害賠償額につきましては、7万2,058円でございます。

今回の事故は、午前中の中休み時間となり、大勢の子どもたちが昇降口から出てきたため、気をとられて起こったものでございます。

学校技能員の作業に係る事故防止についてでございますが、車両の近くでは作業をしない。危険が少しでもある場合には作業を中断する等、このことを学校管理職とともに再確認をいたしました。今後はこのようなことを起こさぬよう再発防止に努め、安全性により一層配慮して作業を行ってまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

野村教育長 ただいまの案件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

大山委員 このような事例がたまに報告されるのですが、そのたびに臨時という言葉がいつもついていると思います。臨時の技能員の方を雇用するときに、一般的な注意点として何かお示しになってらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

佐々木教職員人事課長 臨時学校技能員につきましては、全小学校に配置をしているものでございます。本年度から職員の配置体制について改定を行いまして、正規職員の技能員がグループ長として臨時技能員の指導を日ごろから行っているものでございます。安全指導等につきましても、グループ長の正規職員が随時行い、また、危険な作業や人手がいる作業につきましてもは一緒に行って安全管理の徹底を図っているものでございます。

野村教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他に質疑、ご意見はございませんので、この件は以上とします。

それではここで、前回1月定例会から今日までの私の活動状況を報告させていただきます。はじめに、1月12日には、平昌オリンピックに出場する、ショートトラックの齋藤仁美選手、慧選手の壮行会が開かれました。また、16日には中学校全国大会に出場した、ホッケーとスピードスケートの選手たちが、出場報告に来てくれました。

それからご承知のとおり、青山学院大学が箱根駅伝で4連覇されたということで、17日に市のロビーで優勝報告会を行うとともに、28日には淵野辺駅北口商店街において祝賀パレードが開催されまして、私も出席し、挨拶をいたしました。

それから、先日23日には、先ほどちょっとお話しましたが、指定都市の教育長会議がございまして、主題はまさに教職員の働き方改革でありました。先ほど出た部活の問題、それから事務作業も非常に増えているということで、その多忙化に対してどういう策があるのかということ、意見交換しました。いずれにしても、先生方の多忙化を解消するワーク・ライフ・バランスは必須であり、多忙化の解消によって子どもたちの学力とか現場の授業力の向上にもつながるだろうという点で、認識は一致していました。

それから、2月2日にJAXAの宇宙科学の探査交流棟が、新たにオープンをいたしました。ここには市の博物館のPRコーナー等も設置されてまして、JAXAの施設と博物館とが相まって、本市の宇宙教育がシティセールスとなって、さらに打ち出せるような施設ができたということでもあります。

それから、先週の3日は教育委員の皆様にもご出席賜って、市の公民館の集いが開催されまして、多くの取組事例の発表や今後の公民館の役割等についてのディスカッションがされたところでございます。

それから、今週の月曜日には先ほど申し上げたように、麻溝小学校の建設工事の視察をいたしました。それから同日には、小学校の校長会の学校経営研究会がございまして、

教育課程の研究、人材育成、学校の安全等についてということで、4つの研究会の発表を伺ってまいりました。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

では、最後に次回の会議予定日についてでございますが、3月2日、金曜日、午後2時から教育委員会室で開催する予定で、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次回の会議は3月2日、金曜日、午後2時から開催予定といたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後5時17分 閉会